

療養通所介護の報酬・基準について (検討の方向性)

これまでの分科会における主なご意見(療養通所介護)

<看取りを含む医療ニーズのある中重度の利用者への安定したサービスの提供>

- 中重度の医療ニーズへ対応可能なサービスであり、また、在宅療養を続けるための社会資源にもなっていることから、柔軟で使いやすく、安定的にサービス提供ができる報酬体系を今後検討すべきではないか。
- 訪問看護の考え方を踏まえ制度創設されていると認識しているが、今後、看多機との整合性等について、検討が必要ではないか。

<ICT活用を含む業務負担軽減>

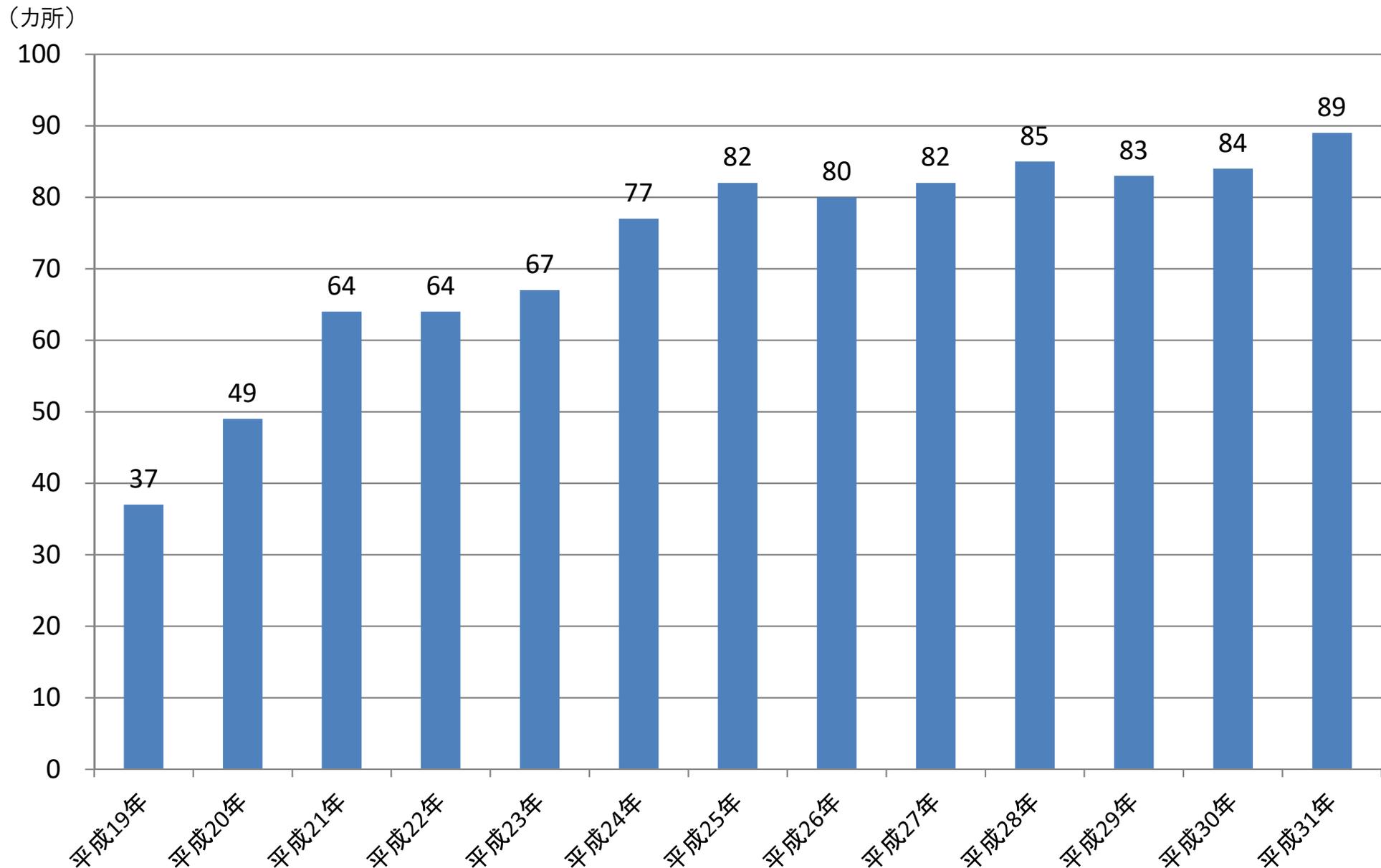
- ICTによる業務効率化が必要な分野であり、導入に向け、ITリテラシー向上のための研修や契約事務の効率化などの支援が必要であり、地域単位でのサポート体制も必要ではないか。

論点①柔軟なサービス提供のための報酬体系

論点①

- 医療と介護の両方のニーズをもつ中重度の要介護者の状態やニーズに合わせた柔軟なサービスを提供する観点から、どのような対応が考えられるか。

療養通所介護の請求事業所数



※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

(請求事業所数は、通所介護(療養通所介護事業所)の値を使用している)

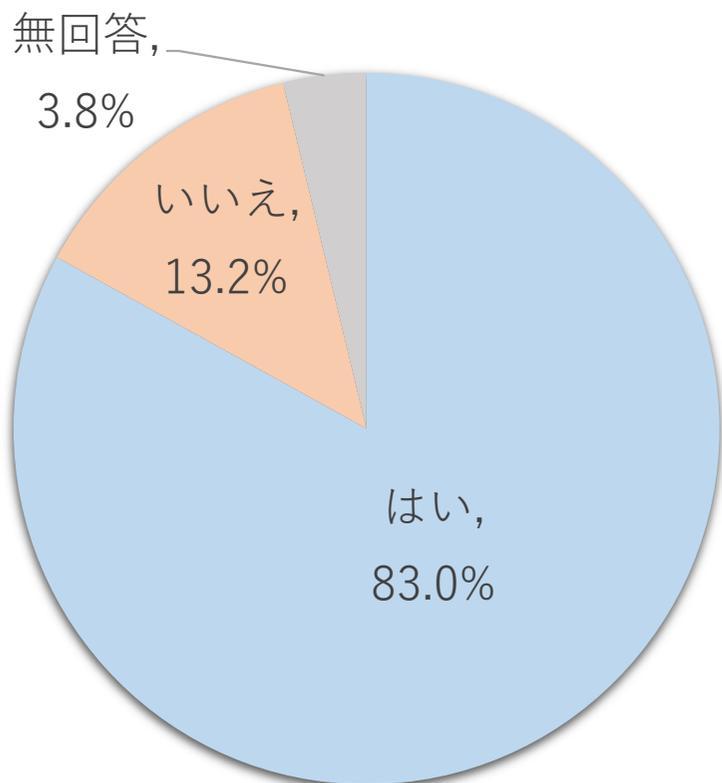
※介護予防サービスは含まない。

出典：厚生労働省「介護給付費等実態統計(旧：調査)」(各年4月審査分)

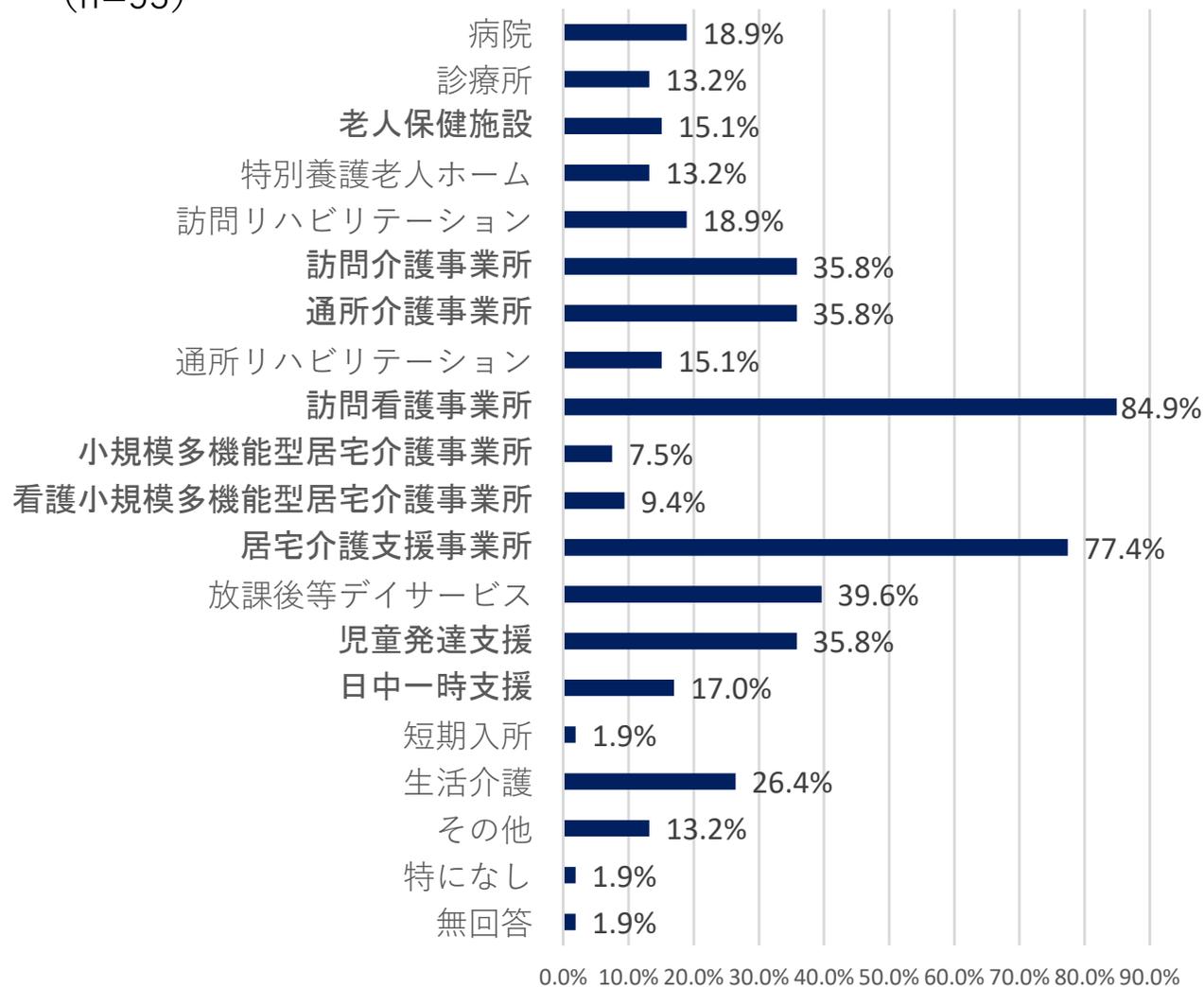
療養通所介護事業所の併設事業所等の状況

- 訪問看護事業所を併設している療養通所介護事業所は、83.0%であった。
- また、療養通所介護事業所の経営主体・関連法人が他に運営している施設・事業所は、「訪問看護事業所」が84.9%で、「居宅介護支援事業所」は77.4%であった。

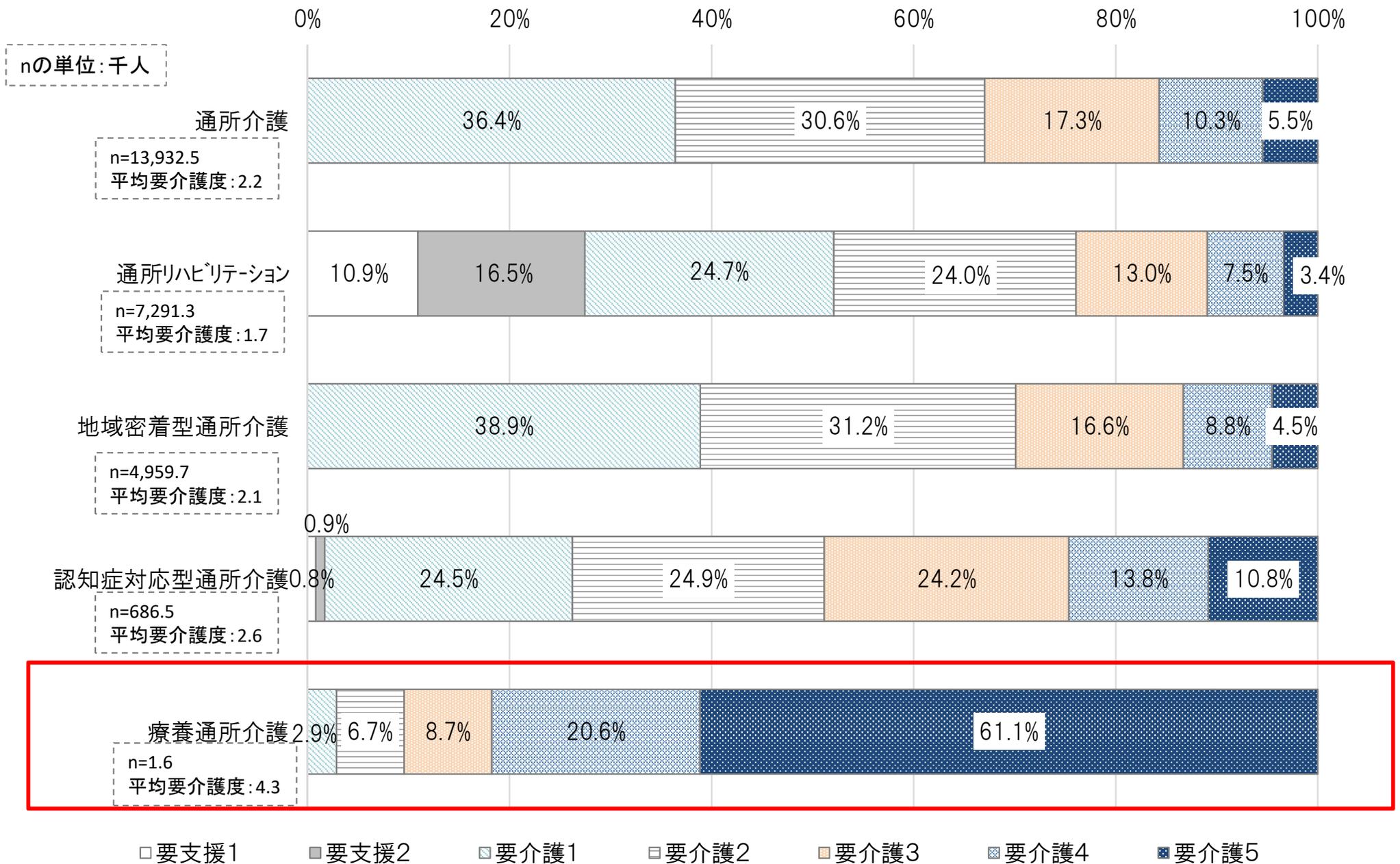
■ 訪問看護事業所の併設状況 (n=53)



■ 事業所の経営主体・関連法人が他に運営している施設・事業所 (n=53)



通所系サービスの要介護度割合



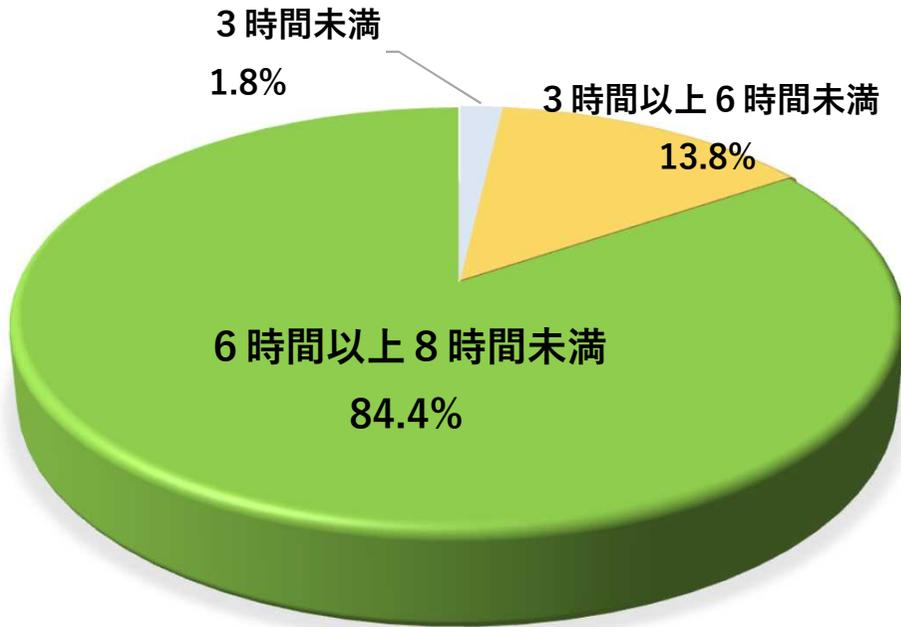
(注) 平均要介護度の算出にあたり、要支援1・2は0.375として計算している。

【出典】療養通所サービスは、介護保険総合データベースより療養通所介護の実利用者を集計(平成30年5月審査分～平成31年4月審査分)。それ以外のサービスは、平成30年度介護給付費等実態統計報告(平成30年5月審査分～平成31年4月審査分) 5

療養通所介護サービスの利用状況

- 療養通所介護は、6時間以上8時間未満の区分の利用が84.4%となっており、1ヶ月の平均利用回数は、3時間以上6時間未満の区分が0.9回、6時間以上8時間未満の区分が5.2回となっている。
- 1ヶ月のサービス提供において、2割の利用者が1回以上サービス利用をキャンセルしており、その主な理由は、体調不良に伴う自宅療養や入院がそれぞれ約2割となっている。

■ 時間区分別利用割合 (n=3,310回)



■ 平均利用回数 (月) (n=535名)

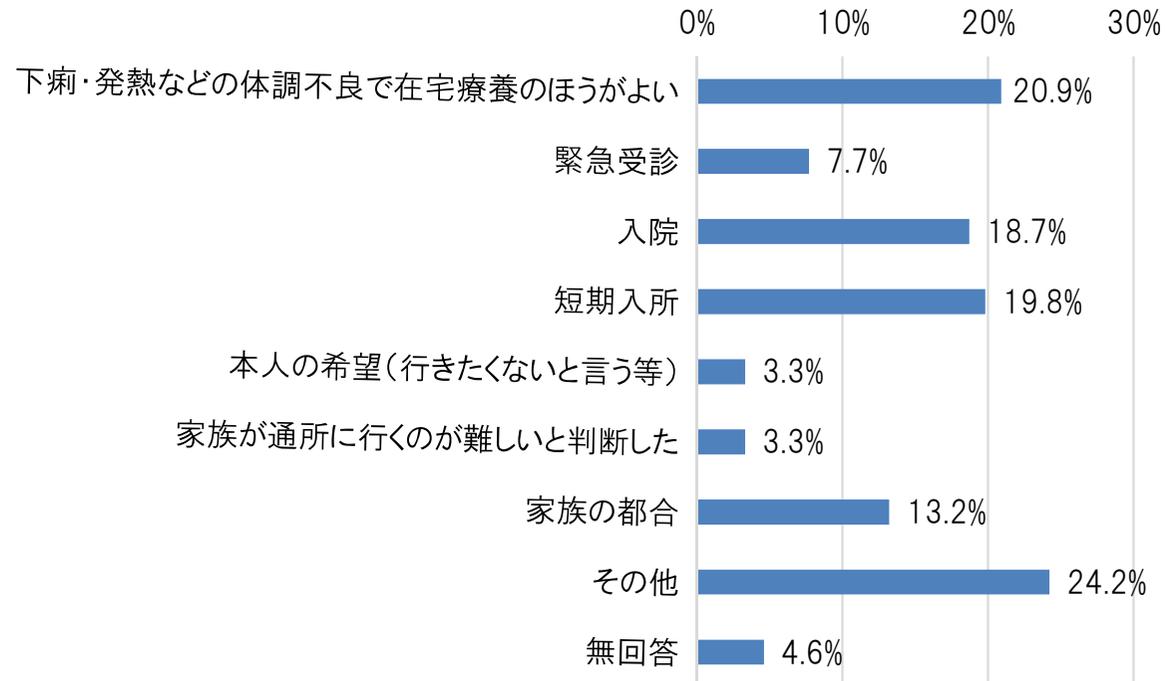
3時間以上6時間未満	0.9回
6時間以上8時間未満	5.2回

■ 令和元年11月のキャンセルした利用者数

(利用者数 = 453人, 回答事業所数 : 49)

1ヶ月間で1回以上キャンセルした総実人数	91人 (20.0%)
----------------------	----------------

・ キャンセルの主な理由 (複数回答)

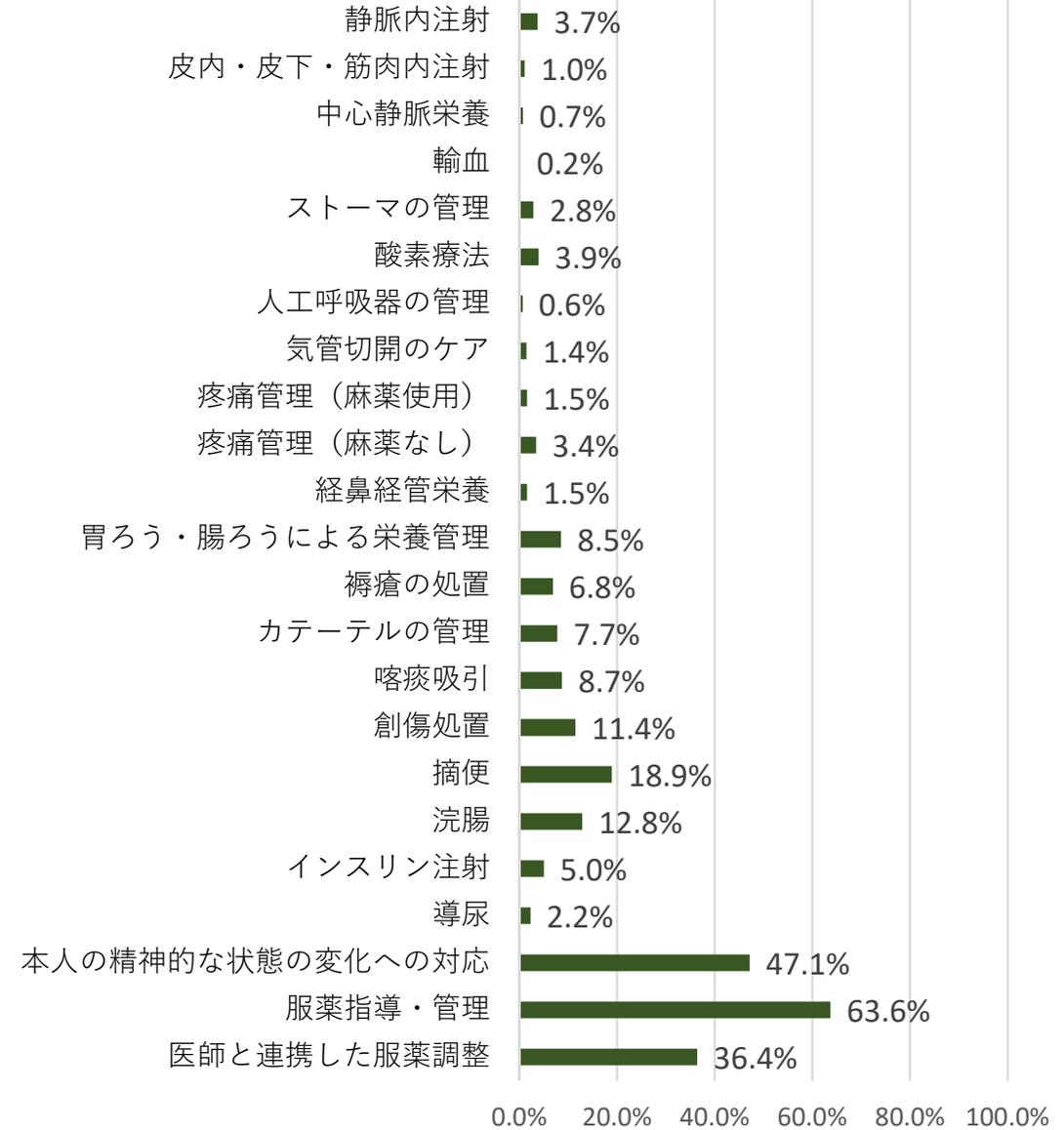
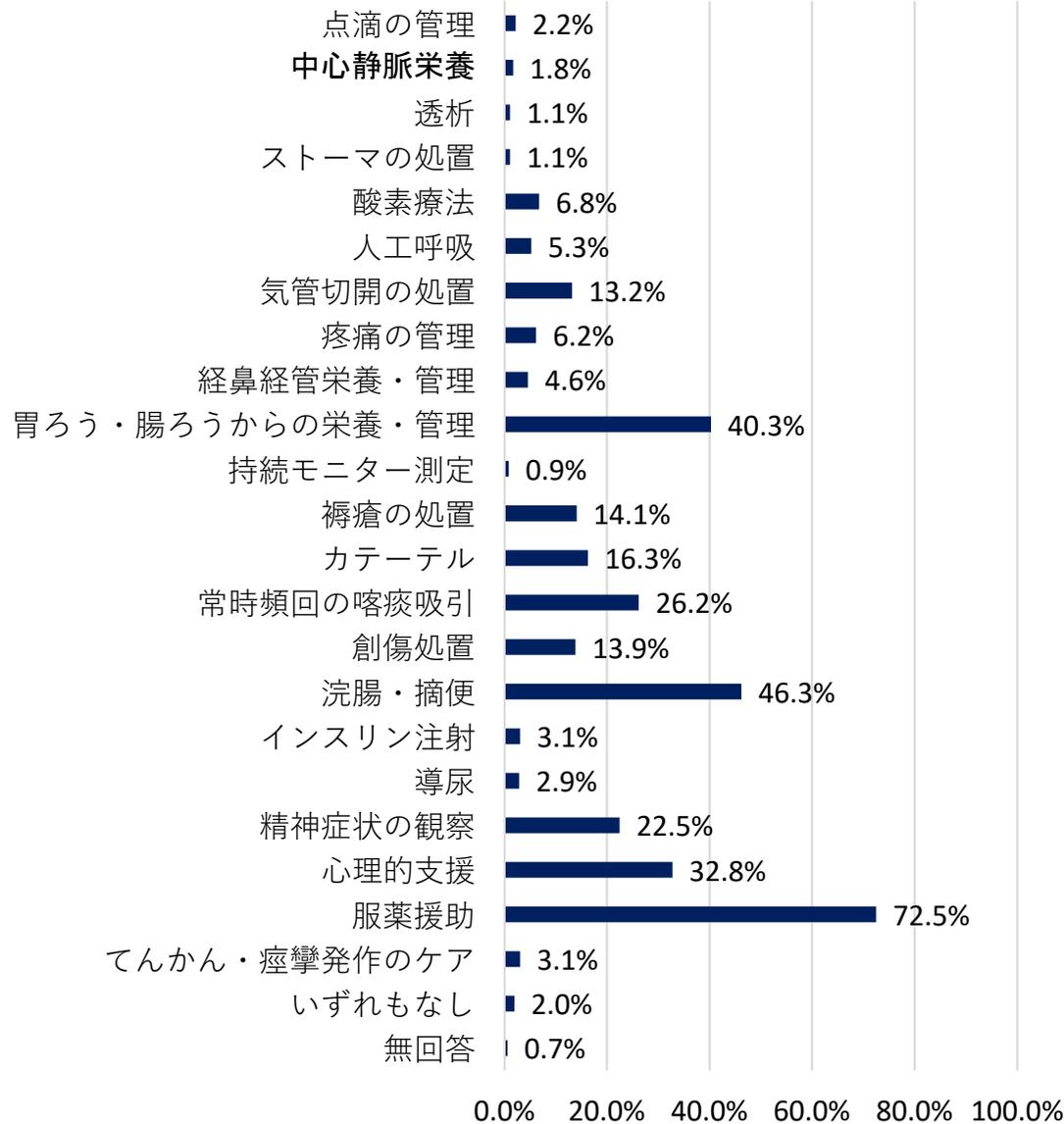


療養通所介護利用者へのサービス提供状況

○ 利用者へ提供している医療的な処置・ケアでは、「服薬援助」72.5%、「浣腸・摘便」46.3%、「胃ろう・腸ろうからの栄養・管理」40.3%となっている。

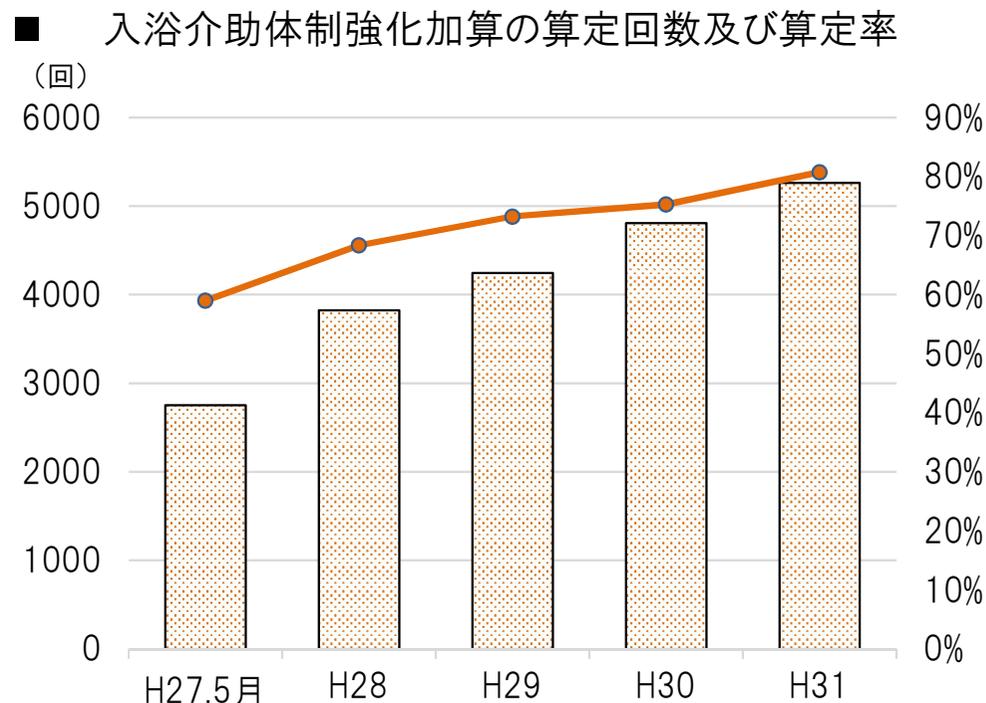
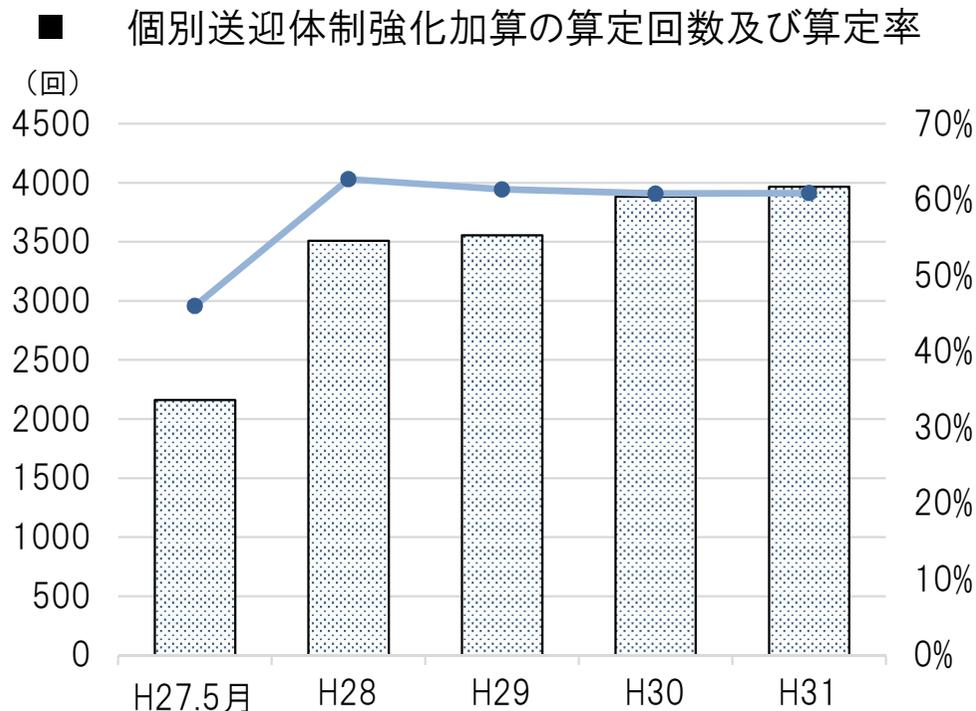
■ 利用者に提供しているケア（複数回答） (n=454)

【参考】看護小規模多機能型居宅介護において利用者に提供しているケア（複数回答） (n=3,151)



個別送迎体制強化加算、入浴介助体制強化加算の算定状況

○ 個別送迎体制強化加算は、療養通所介護の算定回数のうち約60%で算定されている。入浴介助体制強化加算は、経年的に増加しており約80%で算定されている。



個別送迎体制強化加算: 210単位

- イ 指定療養通所介護事業所における2名以上の従事者により、個別に送迎を行っていること。
- ロ 当該従事者のうち1名は、看護師又は准看護師であること。

入浴介助体制強化加算: 60単位

- イ 指定療養通所介護事業所における2名以上の従事者により、個別に入浴介助を行っていること。
- ロ 当該従事者のうち1名は、看護師又は准看護師であること。

論点①柔軟なサービス提供のための報酬体系

検討の方向（案）

- 療養通所介護において、加算の算定状況や提供されているケアの現状、利用状況を踏まえ、柔軟に、安定的なサービス提供ができるよう、包括報酬とすることを検討してはどうか。

論点②人材の有効活用(利用者の状態確認)

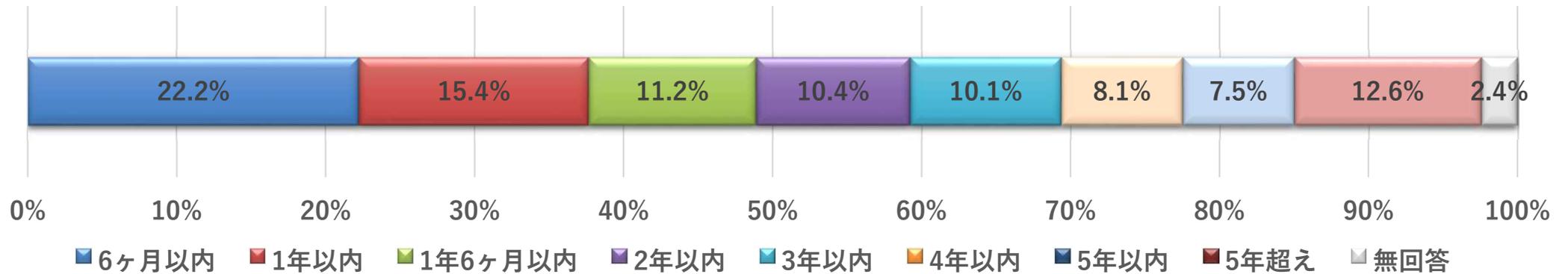
論点②

- 療養通所介護においては、全ての利用者について看護職員が毎回訪問し通所できる状態か確認することが求められている。
- 人材の有効活用の観点から、どのような対応が考えられるか。

療養通所介護サービスの利用期間と介護者の状況

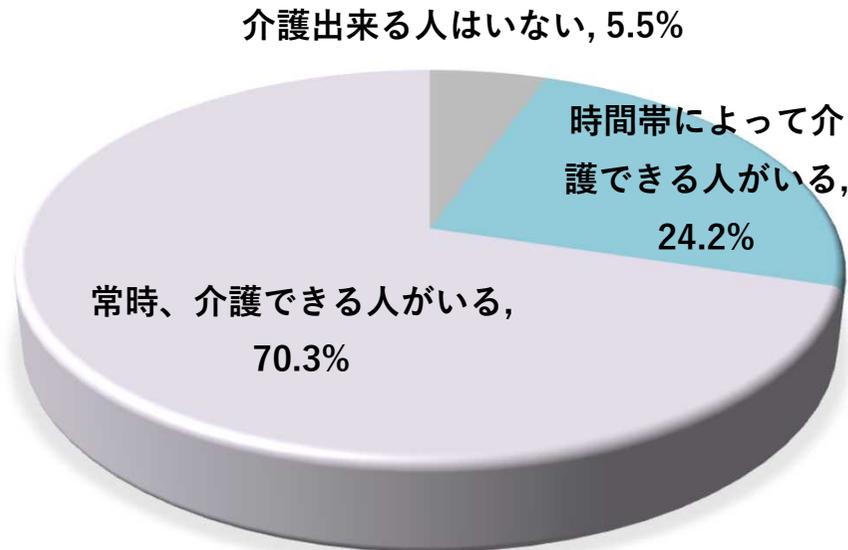
- 利用期間は、「6ヶ月以内」が22.2%で、「5年超え」が12.6%であった。
- 利用者に対する介護者の状況は、「常時介護できる人がいる」が70.3%、「時間帯によって介護できる人がいる」が24.2%であった。

■ 療養通所介護サービスの利用期間（利用者総数=454人，回答事業所数：49）



■ 介護者の状況

（利用者総数=454人，回答事業所数：49）



論点②人材の有効活用(利用者の状態確認)

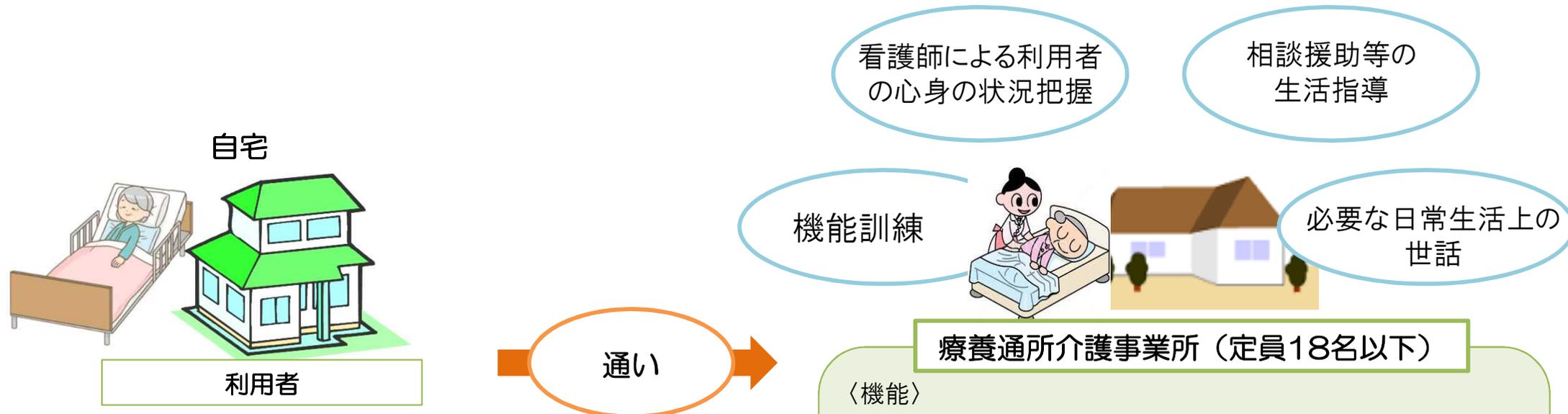
検討の方向 (案)

- 療養通所介護において、長期間状態が安定している利用者がある現状を踏まえ、一定の要件を満たす利用者については、状態確認にICTを活用できるようにすることを検討してはどうか。

參考資料

療養通所介護の概要

- 主に、難病等の重度要介護者やがん末期の者であって、サービス提供に当たり看護師による観察が必要な利用者を対象とする地域密着型サービス。
- 入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消や心身の機能の維持、利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。



難病、認知症、脳血管疾患後遺症等を有する重度者又はがん末期の利用者

療養通所介護事業所 (定員18名以下)

〈機能〉

- 利用者の社会的孤立感の解消
- 心身の機能の維持
- 利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減

〈運営〉

- 安全・サービス提供管理委員会を概ね6月に1回開催
安全かつ適切なサービス提供の確保等について検討
委員：地域の医療関係団体に属する者

地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者 等

療養通所介護の基準

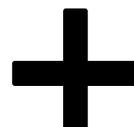
項目		内容
管理者		<ul style="list-style-type: none"> ○ 専らその職務に従事する常勤の看護師 (管理上支障が無い場合、同一敷地内にある他の事業所、施設等と兼務可能)
看護職員又は介護職員の数		<ul style="list-style-type: none"> ○ 提供時間帯を通じて、利用者の数が1.5に対し専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる者が1以上 ○ 1人以上は専ら指定療養通所介護の職務に従事する常勤の看護師
利用定員		<ul style="list-style-type: none"> ○ 18人以下
設備・備品等	事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専用の部屋のほか、消火設備、その他非常災害に際して必要な設備、その他サービス提供に必要な設備及び備品等
	専用の部屋	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者1人につき6.4平方メートル以上 ○ 明確に区分され、他の部屋等から完全に遮断されていること

療養通所介護の報酬

サービス提供時間に応じた
基本サービス費

利用者の状態に応じたサービス提供や
事業所の体制に対する加算・減算

1,012単位	1,519単位
3時間以上 6時間未満	6時間以上 8時間未満



栄養スクリーニング 加算(6月に1回) (5単位/回)	個別送迎体制強化加算 (210単位/日)
介護福祉士や常勤職 員等を一定割合以上配 置【サービス提供体制強 化加算Ⅲ】 (・常勤職員等 : 6単位/回)	入浴介助体制強化加算 (60単位/日)
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ) 1.2% (Ⅱ) 1.0%	中山間地域等での サービス提供 (+5%)
定員を超えた利用や 人員配置基準に違反 (▲30%)	介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) 10.2% (Ⅱ) 7.4% (Ⅲ) 4.1% (Ⅳ)加算Ⅲ×0.9 (Ⅳ)加算Ⅲ×0.8
送迎を行わない場合 (片道▲47単位/日)	事業所と同一建物に居住する 者又は同一建物から利用する 者に地域密着型通所介護を行 う場合 (▲94単位/日)

※点線枠の加算は区分支給限度基準額の枠外